

令和5年度(2023年度)第2回北網保健医療福祉圏域連携推進会議 議事録

日時 令和5年(2023年)10月19日(木) 18時00分から19時00分
場所 オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室(北見保健所)会議室
出席者 別添「出席者名簿」のとおり【WEBハイブリッド型式】
議事 1 次期「北海道医療計画」、次期「北海道感染症予防計画」について

○事務局から次の資料について説明

(1)次期「北海道医療計画」について

- ・ 次期「北海道医療計画」について [資料1]
- ・ 次期「北海道医療計画」骨子(案)について [資料2-1、2-2]
- ・ 「介護施設、在宅医療等の新たなサービス必要量」について [資料3]

(2)「第9期介護保険事業(支援)計画」について

[資料4]

(特記事項)

浅利企画総務課長説明要旨

- ・ 医療計画の位置づけとして医療法に基づき、本道の医療提供体制の確保を図るための計画として、国の総合確保方針で「医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することができるよう、関係者による協議の場を設置することが重要」とされている。
- ・ 策定に当たっては、国が示す「医療計画作成指針」などを踏まえつつ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画などの関連計画との整合性を確保しながら策定する必要がある。
- ・ 保健医療福祉圏域連携推進会議は、「関係者による協議の場」と位置付けられ、郡市医師会等の関係団体や各市町村の皆様により計画の整合性の確保に係る協議を行う場としている。
- ・ 道素案策定以降は、圏域ごとに定める「地域推進方針」の見直しを進め、来年9月末までにとりまとめることとされており、当圏域においても、今後、地域推進方針の見直しを進めていくこととなりますので、御協力願う。

(3)次期「北海道感染症予防計画」について

- ・ 次期「北海道感染症予防計画」について [資料5-1]
- ・ 次期「北海道感染症予防計画」骨子(案)について [資料5-2]

(特記事項)

川上健康推進課主幹説明要旨

- ・ 予防計画に係る国の動きについて、今般の感染症予防計画の見直しに係る内容で、国では新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取り組みを踏まえ、昨年末に成立した改正感染症法により、次の感染症危機に備えるため、都道府県は今年度中に計画を策定することとされている。
- ・ 予防計画の記載事項等の充実等について、患者の移送体制や宿泊施設、宿泊療養・自宅療養体制の確保などを盛り込むこととされている。医療提供体制の確保では、例えば入院の病床数や発熱外来の医療機関数などの数値目標を設定することとされている。
- ・ 北海道における検討の進め方について、現行の計画においては、平成28年の感染症法や、当時の国の基本指針、また、特定感染症予防指針に基づく、インフルエンザ、性感染症等の感染症のほか、本道の地域特性を踏まえ、エキノコックス症についても規定をしているところ。
- ・ 次期「感染症予防計画」の策定に向けた検討体制は、北海道感染症対策連絡協議会などで検討を進めている。
- ・ 検討のスケジュールは、議会には、9月に計画骨子案を報告しており、10月に計画素案を協議後、11月に議会に報告する予定。また、年末にはパブリックコメントを実施し、年明け2月頃、計画案を議会に報告、年度末の3月には計画を策定すること

としている。

- ・ 計画の概要について、計画の位置づけ、計画の特徴について説明。今般、記載事項を充実させた項目を中心に、平時における取組、有事の取組を表に記載しており、今回の計画策定に際して、新たに計画に盛り込むこととした内容については、朱書きで記載している。

○質疑応答(有 無)

2 その他

オホーツク総合振興局保健環境部社会福祉課から情報提供

- ・ 追加資料1道の作成指針(案)については全道市町村に意見募集したが特段の意見要望等がなく(案)のとおり作成指示される予定。追加資料2のスケジュールについては、10月に全保健者から第1回目のサービス見込量の提出があり、10月から11月に市町村と調整ヒアリングを行い、更に北海道厚生局とのヒアリングを経て第2回目の見込量、必要利用定数を算出し、各市町村の見込量等を集計し4月から開始される第9期の介護保険事業計画となる。

以上